

穴水町災害時避難路整備等に係る原材料等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、穴水町における災害時避難路等の補修又は改修等に係る原材料の支給及び機械借上(以下「原材料等支給」という。)について、区・町内会等が地域の安心・安全の向上を図るため、自らの労力提供により避難路等の整備を行う場合、原材料の支給基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 原材料等支給の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 国又は県の補助対象とならない災害時における避難路等。
- (2) その他町長が特に必要と認めた施設。

(支給基準)

第3条 支給基準は、次のとおりとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 受益対象
受益戸数2戸以上の施設。
- (2) 支給範囲
各区・町内会における災害時避難路等の補修又は修繕等。
- (3) 支給原材料
生コンクリート、コンクリート2次製品等、又は町長が特に認めた原材料。

(支給原材料の限度額)

第4条 原材料の支給は、1避難路につき、20万円を超えない額とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(建設機械の借上)

第5条 第3条に規程する支給原材料とは別に、必要に応じて建設機械を借上し、貸与することができる。ただし、この費用は、前条の限度額には含めないものとする。

(原材料支給等の手続き)

第6条 原材料等支給を受けようとする者は、別記様式により町長に申請し、許可を得なければならない。

附則

この告示は、平成24年度4月1日から施行する。